

生活指導サポートセンター (個別指導教室)

概 要



令和8年5月

大阪市教育委員会事務局指導部

【生活指導サポートセンターの事業概要】

1 設立目的

- ・学校訪問や校長からの聞き取り等を通して実態把握を行い、指導部各教育ブロックグループ担当指導主事、生活指導グループとも連携を図りながら、その状況によってスクールソーシャルワーカー（SSW）・第三者専門家チーム（弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察官経験者等）の派遣やこども相談センター、少年サポートセンター、所轄警察等との調整、出席停止措置の相談等、生活指導支援のコーディネートを行う等、学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を日常的に果たす。
- ・課題を抱える学校への訪問相談を実施し、状況の把握を図るとともに、学校内での課題に対しての共通理解を促し、生活指導体制の確立・強化を図る。
- ・必要に応じて、生徒指導主事としての役割、担任としての児童生徒への接し方、学校として組織で対応することの大切さ等、生活指導におけるポイントについて指導助言する。
- ・問題行動の性質や状況を分析し、学校に対して改善に向けた指導方法について助言する。
- ・個別指導においては、校長の具申に基づき、教育委員会より出席停止を措置する児童生徒、また、それに相当する児童生徒と判断され、個別の施設での個別指導が適切であると判断された場合、保護者の同意を得て、学習への支援等の教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

2 設置場所

もと大阪市立弘治小学校跡地を活用する。

〒557-0016 大阪市西成区花園北2丁目16番26号

（もと大阪市立弘治小学校 西館 2・3F ※教育支援センター（花園）と併設）

アクセス Osaka Metro 四つ橋線 「花園町」③A出口 すぐ

3 体制

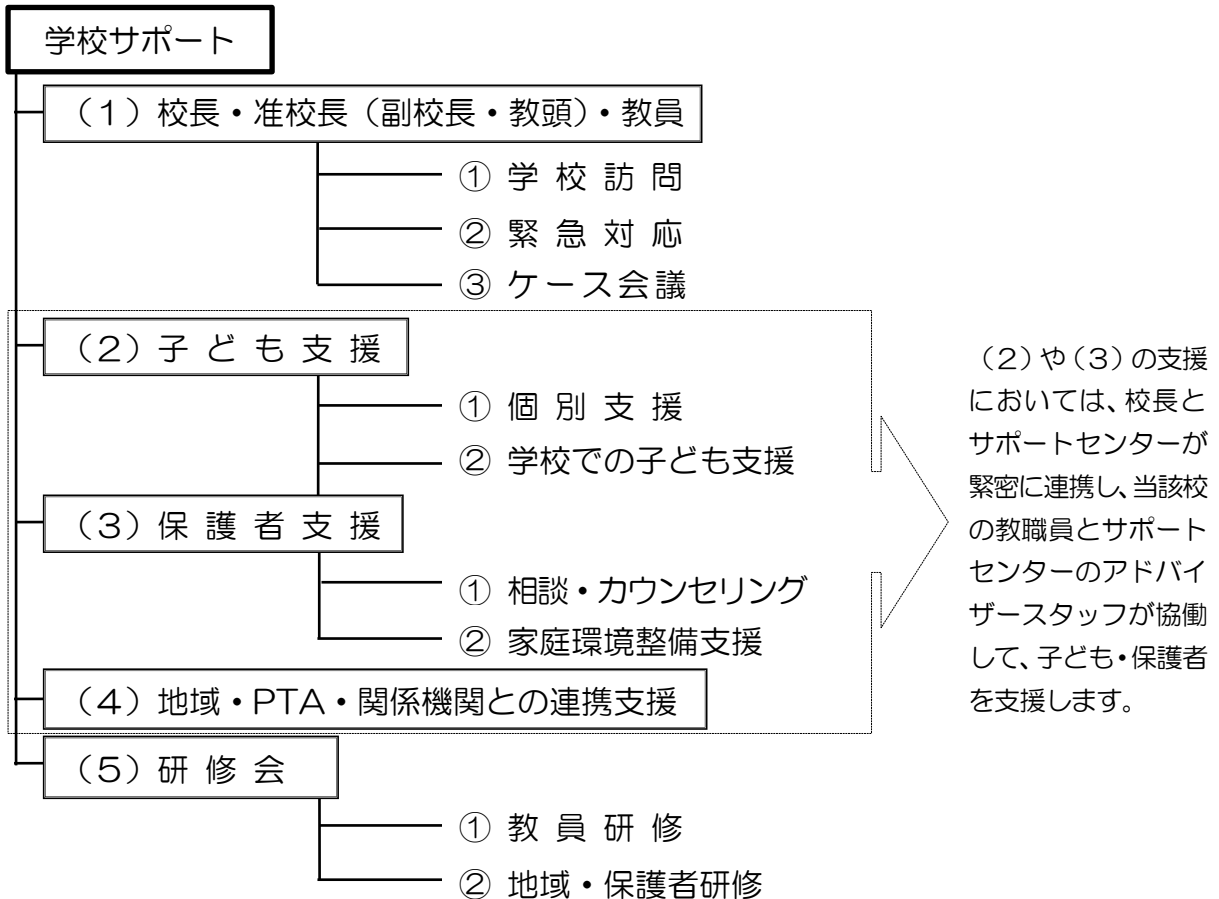
<生活指導サポートセンター>

- | | |
|----------------------|----|
| ・センター長 | 1名 |
| ・教育活動支援アドバイザー（教員経験者） | 4名 |
| ・生活指導支援員総括（警察官経験者） | 1名 |

<教育委員会事務局指導部>

- | | |
|----------------------|----|
| ・指導部 首席指導主事（センター長兼務） | 1名 |
| ・指導部 総括指導主事 | 1名 |
| ・指導部 指導主事 | 1名 |

4 学校サポート（学校訪問等）



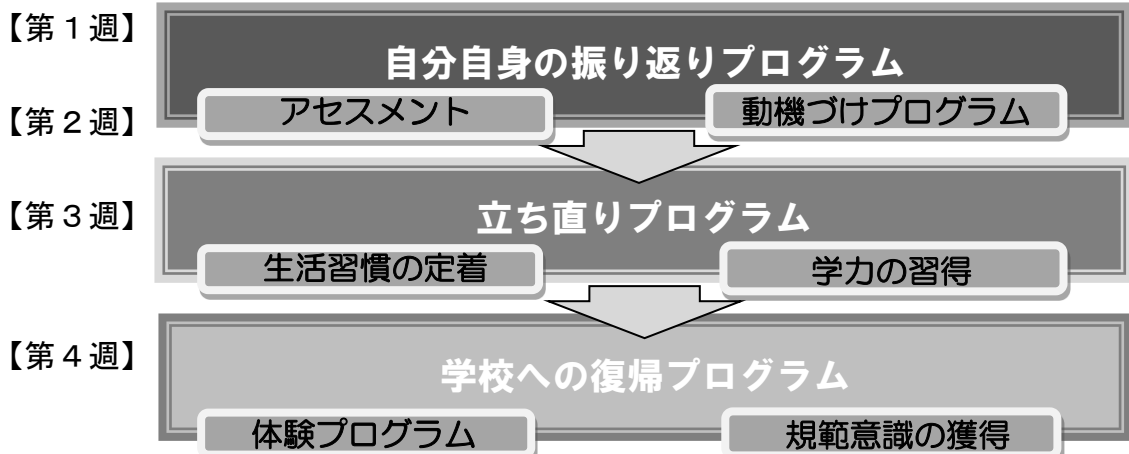
5 個別指導

○校長の具申に基づき、教育委員会より出席停止措置、また、それに相当する児童生徒と判断され、生活指導サポートセンター内に設置する個別指導教室での指導が適切であると判断された児童生徒に対し、保護者の同意のもと、学習指導等の個別指導を行い、立ち直りを支援します。

(1) 個別指導の内容

- ①個別指導では、教科学習とともに体育的・文化的な教育内容やカウンセリングの時間を取り入れた個別指導プログラムを実施し、児童生徒の学校への復帰意欲の涵養に努めます。
- ②個別指導プログラムは、在籍校と連携するとともに、SSW、臨床心理士・公認心理師（SC）、警察官経験者等の専門的な見地からの助言を受けて作成します。

(2) 個別指導のスケジュール（例※原則として約4週間の個別指導を行います）



6 第三者専門家チーム

○専門的見地から支援を行う委員で構成

・いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察官経験者等から構成される第三者専門家チームが、スクールサポートエキスパートチーム（SSET）として専門的な立場を生かした支援を行います。

第1教育ブロック	此花・港・西淀川 淀川・東淀川
第2教育ブロック	北・都島・福島・東成 旭・城東・鶴見
第3教育ブロック	中央・西・大正・浪速 住之江・住吉・西成
第4教育ブロック	天王寺・生野・阿倍野 東住吉・平野

・各教育ブロックにつき2名の担当弁護士が、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校の所在区（郊外校含む）の支援を行います。

・指導部担当指導主事は、必要に応じメールや電話で担当弁護士に事案について相談し、法的助言を受け学校園を支援します。

・派遣対応後も指導部担当指導主事と担当弁護士が連携し、必要に応じ学校園へ継続支援を行います。

・学校園や校長会等の研修会講師、児童生徒へのいじめに係る授業の講師として、SSETの派遣を行います。

※学校園の対応で解決を図ることが困難な事案の場合、SSETが学校園と保護者の関係調整を行うこともあります。（幼児及び児童生徒が健全な園生活・学校生活を過ごせるための関係調整）

7 生活指導支援員

○生活指導支援員を小学校・中学校・義務教育学校に配置

警察官経験者や児童生徒指導経験者を小中学校及び義務教育学校に配置し、教職員と協働して児童生徒の問題行動に対する毅然とした対応や不登校児童生徒の支援を組織的に行います。あわせて、関係機関と連携を図りながら生徒指導の充実を図ることにより、児童生徒が落ち着いて学習に取り組むことができる環境を整えます。

8 学校安心ルール活用支援

○学校安心ルールの有効的な活用方法について、各校への指導助言を実施

自校版の学校安心ルールを策定・運用しているが、うまく機能していない、学校安心ルールが教職員や児童生徒に浸透しない等の課題がある学校に、訪問して指導助言を行う等、学校安心ルールの活用に向けた支援を行います。

9 問い合わせ先

生活指導サポートセンター

電話 (06) 6631-2812 Fax (06) 6631-8963

※受付時間は、9:00~17:00 となっています。

いじめ事案に対する個別指導の実施基準について

行為の深刻性

- 暴力行為、金銭要求、性加害、物品損壊、SNSを通じた誹謗中傷等の行為
- 行為が軽微であっても被害児童生徒が強い心理的苦痛を受けている場合

学校安心ルールによる行為の例（判断材料）

- からかい、ひやかし
- 無視、仲間外れ
- 悪口、陰口
- 怖がらせる言動
- 暴力行為
- 物品の破壊
- 金銭要求
- 性加害
- SNS上の誹謗中傷

改善の困難性

- 本人に反省の様子が見られない
- 保護者の協力が得られない
- 在籍校での通常指導では改善が見込めない場合

行為の再発性

- 同様の行為を複数回繰り返す
- 指導後も行動が改善されない場合

総合判断

- 上記三観点を総合的に勘案し、在籍校での指導継続が困難と認められる場合に、個別指導の実施を検討する。

いじめ加害児童生徒に対する個別指導実施基準

出席停止の要件に該当するかを踏まえて措置を検討するとともに、併せて学校安心ルールに基づき、**いじめ事案における被害児童生徒が受けた心理的影響が大きいこと**、又は**加害行為の重大性が高いこと**、若しくはその両方で、**同様の行為を複数回繰り返す**、**指導後も改善が見られない**など、**在籍校での指導継続が困難と認められる加害児童生徒**に対して、**保護者の同意を得て生活指導サポートセンター（個別指導教室）**での指導を実施する。

加害児童生徒への対応フロー図

【いじめを認知】

被害児童生徒・保護者が同じ学校の在籍に否定的である場合

【加害児童生徒・保護者へ転校意思の確認】

【加害児童生徒に対する個別指導実施基準】を基に協議

【学校】

校内いじめ対策委員会を実施、SSETでの相談を経て関係保護者との協議後、教育委員会へ校長より具申

【教育委員会事務局指導部】

校長より具申を受け、担当ブロックGで検討後、生活指導Gと協議・決定

【学校内での別室指導】

【行為の深刻性・改善の困難性・行為の再発性の判断】

【継続指導・再発防止】

【生活指導サポートセンターでの個別指導】

【出席停止】